

業務説明資料

1 本資料の位置づけ

本書は、仙北市デジタルマーケティング事業業務委託公募型プロポーザル方式による受託者の選定に当たって策定した業務の想定説明資料である。また、受託業務の効果的な遂行に資すると受託者が考えるものについては、想定資料に追加して提案することを妨げない。

業務の正式な仕様は、契約締結前に調整する場合があるので、その点を踏まえて提案すること。

2 業務名

デジタルマーケティング事業業務委託

3 業務の目的

仙北市を旅行先として認知させるためのイメージを訴求する動画、具体的な旅先を検討するための記事等を活用したプロモーションを行い、結果を数値化し、数値に基づき、最も効率的な手法を選択することで、訪日外国人個人旅行者の誘客、滞在時間の拡大と観光消費額の増加につなげることを目的とする。

4 適用基準及び疑義

本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、財務規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。また、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度、市と協議のうえ定めるものとする。

5 委託期間

契約締結日から平成31年3月20日まで

6 ターゲット

主に訪日旅行に関心がある外国人を対象とし、とりわけ東南アジア及びアメリカの在住者を意識した内容とすること。

7 業務の内容

(1) ターゲットに応じた動画コンテンツ制作業務

制作する動画コンテンツは、パソコン・タブレット・スマートフォンから映像を見ている外国人に対して、市に対する関心の有無に関わらず、感覚的に見入ってしまうことが期待される動画とするとともに、訪日外国人個人旅行者の増加、滞在時間の拡大と観光消費額の増加への寄与が見込まれるものとする。

なお、360度全方位カメラやドローン等、映像を制作するための専用機材や映像技術を十分に活用し、これらを使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続き等は受託者自身で行うこと。

① 言語

字幕やナレーション等の無い動画で、視覚的に訴求可能な動画とすること。ただし、必要最低限の字幕表示が最適の場合は、市と協議の上、決定すること。

② 制作動画について

ア 制作本数

制作する動画は2本以上とする。(必須制作本数：2本)

※動画制作本数3本以上とする提案も可能であり、より効果的なプロモーションとなるよう、積極的に企画提案すること。

イ 動画テーマ

市と協議の上決定し、ターゲットの市場に的確に訴求できる内容とする。

ウ 動画再生時間

2分程度を目安とする。

エ 動画の要件

解像度はフルHD画質、画面縦横比は16：9とし、ウェブサイト等で再生可能なファイル形式とする。

オ その他

動画コンテンツ制作にあたり、素材収集、撮影、編集等の一切の調整及び許認可等の諸手続き等は受託者自身で行うこと。

(2) 動画配信及びインフルエンサーによる情報発信

上記(1)で制作した動画を、ターゲットに対して広く視聴されるようにSNS等の動画広告により配信し、話題性等の確保に努めること。なお、動画広告の手法はターゲットに的確に訴求できる媒体を検討し、配信時期についても委託期間内に最大限の効果を発揮できるよう最適な配信スケジュール等を提案すること。

また、動画だけでなく、インフルエンサーによる最適な情報発信を検討し、最大限の効果を発揮できる手法を提案すること。加えて、動画や記事等の発信後は、(一社)田沢湖・角館観光協会のウェブサイトへと誘導を行うものとする。

(3) 効果的な誘客プロモーション等の計画立案業務

SNS等を活用した動画配信及びウェブサイト誘導により、仙北市に興味を持っている訪日外国人個人旅行者を明らかにするため、動画等の視聴回数、視聴者の属性(年齢、地域、特性等)、プロモーションの有効性について分析すること。また、その結果をふまえて、今後の市場動向を踏まえたデジタルマーケティングに最適なメディア等の検証を行い、翌年度以降におけるデジタルメディアを活用した効果的なプロモーションの提案を行うこと。

8 成果物

以下の成果物を、平成31年3月1日までに仙北市役所観光商工部国際交流推進室へ納品すること

- (1) 動画データファイル 1式
※Youtube等での配信が可能な形式
- (2) 動画配信及びインフルエンサーによる情報発信に係る報告書 10部
- (3) 効果的な誘客プロモーション等の計画立案業務に係る提案書 1部
- (4) 納品物の提出期限は、平成31年3月20日とする

9 業務の進め方

委託期間中は、定期的に進捗状況等を共有する打ち合わせを実施すること。(月1回程度)

10 著作権

- (1) 当業務の成果にかかるすべての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き、市に帰属させること。また受託者は、当業務にかかる著作権を市に帰属させることに支障のないよう、受託者の責任において適切に権利の処理を行うこと。
- (2) 当業務の完了後、万が一著作権等に関する事故・問題が発生した場合は、受託者の責任において処理・解決すること。

11 秘密保持

受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。これは本業務が終了した後も同様とする。

12 権利関係

制作した動画は、動画共有サービス等のインターネットで公開する。これにあたり受託者は、音楽や映像効果、過去の映像の使用にかかる著作権等のすべての権利関係を、インターネット公開に支障がないよう適切に処理すること。

13 その他

- (1) 委託料の支払いは、業務完了届及び成果物検査後に基づき行う。